

## 我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準

### 1 趣旨

この基準は、建築物の新築、改築、増築又は移転（以下「建築行為」という。）を行う場合又は開発行為におけるごみ集積所の設置、及び自治会、町内会、共同住宅等の所有者（以下「団体等」という。）が新たにごみ集積所を設置する場合、並びに既存のごみ集積所を移動する場合に関し、必要な事項を定める。

### 2 適用する行為

この基準を適用する行為は、住宅の用に供する目的で行う建築行為で、計画戸数が4戸（寮においては、室数をいう。）以上のもの又は開発行為とする。

### 3 ごみ集積所を設置すべき基準

#### (1) 建築行為又は開発行為の場合

ごみ集積所を設置すべき建築行為又は開発行為の規模は、戸建て住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が10以上のものとする。ただし、戸建て住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が10未満の場合で、次のいずれかに該当するときは、ごみ集積所を設置しなければならない。

ア 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在しない場合で、市長が設置する必要があると認めるとき。

イ 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在する場合で、当該ごみ集積所を管理する団体等から当該ごみ集積所の使用に関する同意を得ることができないとき

#### (2) その他

団体等が設置する既存のごみ集積所に排出されるごみ・資源が多量で、人や車両などの通行に支障が生じている場合等、市長が設置する必要があると認めるとき。

### 4 ごみ集積所の面積

(1) ごみ集積所の面積は、有効面積とし、次の表のとおりとする。

(2) 建築区域又は開発区域内に複数のごみ集積所を設置する場合は、それぞれのごみ集積所ごとに次の表を適用するものとする。

(3) 共同住宅等で、単身者向け及び単身者向け以外の住戸で構成する場合は、市長と協議するものとする。

\*単身者向け共同住宅とは1区画の住戸専用面積が25㎡未満の共同住宅等をいう。

(4) 101以上の住戸数で集積所を建築物とする場合は、通路部分を確保するため、共同住宅等は、住戸数×0.2㎡、単身者向け共同住宅等は、住戸数×0.15㎡とする。

コの字型の場合は、住戸数51～100を適用する。

(5) 101以上の住戸数の場合、粗大ごみ専用集積所（3㎡以上）を設置するよう配慮すること。

| 住宅の形態<br>区画数<br>又は住戸数    | 戸建て住宅又は共同住宅等(単身者向け共同住宅等を除く)        | 単身者向け共同住宅等          | 備考                  |
|--------------------------|------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 10未満                     | 3.0㎡                               | 2.0㎡                | 第3項ただし書きに該当する場合に限る。 |
| 10～19                    | 4.5㎡                               | 3.0㎡                |                     |
| 20～50                    | 住戸数×0.3㎡                           | 住戸数×0.2㎡            |                     |
| 51～100                   | 15㎡+(住戸数-50)×0.15㎡                 | 10㎡+(住戸数-50)×0.1㎡   |                     |
| 101～<br>(集積所の形状がコの字型の場合) | 同上                                 | 同上                  |                     |
| 101～<br>(集積所の形状が建築物の場合)  | 22.5㎡+(住戸数-100)×0.2㎡<br>(戸建て住宅を除く) | 15㎡+(住戸数-100)×0.15㎡ |                     |

\*有効面積は各基準値以上であること。

## 5 ごみ集積所の位置

- (1) 収集車が通行可能な道路に面した場所に設置すること。  
特に、市道以外に面した場所に設置する場合、収集車が通行可能であることを確認しておくこと。
- (2) 作業の安全確保上、次のような場所には設置しないこと。
  - ア 交差点付近に面する場所
  - イ 原則として道路勾配が6%以上の道路に面する場所
  - ウ 車両の通行上、見通しの悪い曲線状の道路に面する場所
  - エ 電柱、支線等の障害物がある場所
  - オ 転回広場のない袋路状道路及び収集車が転回できない場所
- (3) 収集車が建築区域又は開発区域内を通行するときは、通行経路の路盤面から収集車の通行に支障がないよう高さ3m以上の空間を確保すること。

## 6 ごみ集積所の形状

- (1) 集積所の形状は、コの字型とし、間口と奥行き長さの比率は、概ね3対1とする。  
\*「概ね」とは、10%を限度とする。
- (2) 集積所の構造は、鉄筋コンクリート造(吹付タイル等)又はコンクリートブロック造(化粧ブロック又は吹付タイル等)とし、次によるものとする。
  - ア 基礎は、鉄筋コンクリート造で、ベタ基礎又はL型基礎とする。
  - イ 立ち上がり部分の厚さは、12cm以上とする。
  - ウ 高さは、1.2m以上2.0m以下とする。

\*「コンクリートブロック造」の場合は、上記の他、建築基準法施行令第62条の8の規定(補強コンクリートブロック造の塀の基準)に適合するものとする。

- (3) 集積所を建築物とする場合は、次によるものとする。
- ア 集積所の内部には、棚、仕切り等を設けないこと。
  - イ 開口部の高さを2 m以上とすること。
  - ウ 扉等を設ける場合、有効に開口する部分は、間口の3分の2以上を有するものとし、かつ、開口部の最低限度は1.8 m以上とする。
  - エ 構造物の端から道路境界まで2 m以内とする。
  - オ 道路などの公共の場所以外に設置する場合は、ダストボックスも可とする。ただし、可燃ごみと資源の集積所を同一とする場合は、資源回収用具の設置場所を考慮し、集積所の面積と同じサイズのダストボックスは設置しないこと。  
ダストボックスの固定は、完了検査後に固定すること。
  - カ 建築基準法令の規定に適合するものとする(建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものを除く。)
- (4) 自治会、町内会が、道路などの公共の場所に設置及び管理する集積所を、別に位置する道路などの公共の場所に移動する場合については、(1)から(3)に掲げるごみ集積所の形状は適用しない。

## 7 景観への配慮

ごみ集積所を設置する者また既存のごみ集積所を移動する者(以下「設置者等」という。)は、景観担当課と協議し、街並み景観に配慮したごみ集積所を設置しなければならない。

## 8 設置者等の責務

- (1) 設置者等は、ごみ集積所を設置しようとする区画の両側及び向いに居住する者(以下「近隣者」という。)にごみ集積所の設置に関する説明を行い、集積所に接する道路の幅員が6 m未満の場合は同意を得るよう努め、異議や要望は真摯に対応するものとする。
- (2) 設置者等は、近隣者への説明の結果を市に報告するとともに、必要に応じて市の指導に従うこと。
- (3) 新たにごみ集積所を設けず既存のごみ集積所を利用しようとするときは、当該既存ごみ集積所を管理する団体等に使用に関する同意を得ること。

## 9 完了検査

設置者等は、ごみ集積所の設置が完了したときは、ごみ集積所立会検査実施申請書を提出し、市の行う完了検査に立ち会うものとする。

## 10 ごみ集積所設置申請

- (1) 設置者等は、完了検査の結果が良好と判定されたときは、ごみ集積所設置申請書を提出するものとする。
- (2) 市は、ごみ集積所設置申請書を受理した日から14日を経過した日以降にごみの収集を開始するものとする。

- 11 ごみ集積所の寄附  
ごみ集積所の寄附については、我孫子市ごみ集積所寄附受入基準によるものとする。
- 12 ごみ集積所の維持管理  
自治会長等は、自らが居住する区域又は集合住宅に設置する集積所を清潔かつ適正管理に努めるとともに、当該集積所を利用する者（以下「利用者」という。）にこれを周知しなければならない。
- 13 利用者の責務
  - (1) 利用者は、市の分別及び排出基準を遵守するとともに、臭気及びごみ、資源の飛散等の防止対策を講ずる等、近隣居住者等に十分配慮しなければならない。
  - (2) 利用者（集合住宅の場合にあっては、所有者から集積所の管理の委託を受けた者）は、市から貸与される回収用具その他物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 14 市の責務
  - (1) 市長は、集積所の設置、維持管理に関し、助言及び指導をすることができる。
  - (2) 市長は、破損又は著しい汚れ並びに紛失等により、利用者から回収用具その他物品の交換又は補充の要望があったときは応じるものとする。
- 15 行政指導  
市長は、設置された集積所の維持管理が適正でないと認めるときは、自治会長等に対してその改善を求めることができる。
- 16 集積所の廃止  
自治会長等は、使用している集積所を廃止するときは、ごみ集積所設置申請書を市長に提出しなければならない。
- 17 基準の施行日 令和3年10月11日